

政令第 11/2016/ND-CP 号

ハノイ、2016年2月3日

ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部条項の詳細規定の政令

2015年6月19日付政府組織法に基づき、
2012年6月18日付労働法に基づき、
労働傷病兵社会大臣の提案を検討し、
政府は、ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部条項の詳細規定の政令を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

本政令は、ベトナムで就労する外国人労働者に対する労働許可書の発給、労働許可書を所持せずベトナムで就労する外国人労働者に対するベトナム国内からの退去に関する労働法の条項を具体的に定める。

第2条 適用対象

1. 次の形態でベトナムにおいて就労する外国人労働者（以下「外国人労働者」という）
 - a) 労働契約の履行
 - b) 企業内人事異動
 - c) 経済、商業、金融、銀行、保険、科学技術、文化、スポーツ、教育、厚生等の分野における契約又は合意の履行
 - d) 契約によりサービスを提供する者
 - d) サービスの営業販売に従事する者
 - e) ベトナムの法令規定により活動を許可された外国非政府組織、国際組織に就労する者
 - g) ボランティア
 - h) 現地営業法人の設立に責任を負う者
 - i) 管理者、代表取締役社長、専門家、技術的な労働者
 - k) ベトナムでのプロジェクト、下請けの実施
2. 外国人労働者を使用する雇用主は、以下のとおりである。
 - a) 企業法、投資法、ベトナム社会主義共和国がメンバーである国際条約、これらに従って経営されている企業
 - b) 請負契約を結ぶ外国または国内の請負業者
 - c) 管轄機関の承認により設立を許可された企業・組織・機関の駐在事務所、支店
 - d) 政府機関、政治組織、政治社会組織、政治社会職業組織、社会組織、社会職業組織、
 - d) ベトナムにおける外国の非政府組織、国際組織

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- e) 法令に従って設立された事業組織
- g) ベトナムにおける外国プロジェクトまたは国際組織の事務所
- h) ベトナムにおける経営協力契約による外国側の運営事務所もしくは法令に従って営業登録された外国の下請業者の運営事務所
- i) ベトナムの法令規定により運営される弁護士組織
- k) 協同組合法に従って設立され、活動する協同組合、協同組合連合
- l) ベトナムの法律規定に従い設立された法人会、協会
- m) ベトナムの法令により認められた営業を行う家族、個人

第3条 企業内人事異動、ボランティア、専門家、管理者、代表取締役社長、技術的な労働者である外国人労働者

1. 企業内人事異動の外国人労働者とは、ベトナム現地商業拠点を設立した外国企業の管理者、代表取締役社長、専門家、技術的な労働者として当該企業に12ヶ月以上前に採用され、企業内からベトナム現地商業拠点に一時的に異動する者をいう。
2. ボランティアとは、ベトナム社会主義共和国が締結した国際条約を履行するために、奉仕として無報酬でベトナムに就労する外国人労働者をいう。
3. 専門家とは、次のいずれかの場合に該当する外国人労働者をいう。
 - a) 外国機関、組織、企業が専門家であると認定した証明書を有する場合
 - b) 大学レベル以上の卒業証明書または同等の証憑類持ちベトナムで就労する予定の職位に適合する分野を専攻し、その専門分野に関する仕事に3年以上従事した経験を持つ場合；他の特別な場合は首相に検討され、決定される。
4. 管理者、代表取締役社長とは次のいずれかの場合に該当する外国人労働者をいう。
 - a) 管理者とは、企業法第4条第18項に則って企業の管理をする者もしくは機関・組織の長、副長をいう。
 - b) 代表取締役社長とは、機関、組織、企業に所属する部署の長であり、その部署を直接に指導する者をいう。
5. 技術的な労働者とは、最低1年専門技術またはその他の専門教育を受け、その専門分野に関する仕事に3年以上従事した経験をもつ者をいう。

第2章

労働許可書の発給・再発給及び労働許可書を所持しない外国人労働者の退去

第1節 外国人労働者を雇用できるポジションの確定

第4条 外国人労働者雇用

1. 外国人労働者雇用の需要の確定
 - a) 雇用主（請負業者を除く）は、ベトナム人労働者では対応できない職種への外国人労働者雇用の需要を確定し、外国人労働者が就労する予定の省又は中央直轄市人民委員会（以下「省レベル人民委員会」という）の委員長へ報告しなければならない。活動中、外国人労働者の雇用需要に変更が生じた場合は、雇用主は省レベル人民委員会委員長へその変更内容を報告しなければならない。
 - b) 労働法第172条第4項、第5項、第8項および本政令第7条第2項第e号、第h号に定められた外国人労働者の場合、雇用主は外国人労働者雇用の需要を確定しなくても良い。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 省レベル人民委員会委員長は、雇用主に対し職種に雇用する外国人労働者の雇用を承認する書面を発行する。

第5条 請負業者の外国人労働者の雇用

1. 請負業者は、外国人労働者を雇用する前に、請負業務を実施する地方の省レベル人民委員会委員長へベトナムで請負業務を実施するために必要な外国人労働者の人数、能力、専門、経験に関する報告書および外国人労働者を雇用する予定のポジションに対するベトナム人労働者の募集願書（投資家の承認付き）を提出しなければならない。

請負業者が報告した労働者の雇用人数の調整・追加を希望する場合、投資家はその調整・追加提案を承認しなければならない。

2. 省レベル人民委員会委員長は地方の機関・組織に対し、請負業者がベトナム人労働者を紹介、斡旋するよう指導する。ベトナム人労働者 500 人以上の募集願書を受理してから 2 ヶ月以内、あるいは、ベトナム人労働者 500 人以下の募集願書を受理してから 1 ヶ月以内に、ベトナム人労働者を請負業者へ紹介、斡旋できないポジションがある場合、省レベル人民委員会委員長は、ベトナム人労働者を募集できなかったポジションへ請負業者に外国人労働者を募集させることを検討し、決定する。
3. 投資家は、請負業者が報告したとおりベトナム人労働者・外国人労働者を雇用するかを管理し、法律に従って外国人労働者の募集、雇用に関する規定を実施しているかガイダンス・検査・監査を行う。また、外国人労働者がベトナムの法律を遵守するよう管理・監査し、労働傷病兵社会省の規定に従って、四半期毎に請負業者の外国人労働者募集・雇用・管理状況を労働傷病兵社会局へ報告しなければならない。
4. 労働傷病兵社会局は、公安、関連機関と協力し、四半期毎に管轄地域で活動している事業に従事する外国人労働者に関するベトナム法律の順守状況を監査する。

第6条 外国人労働者雇用の報告

1. 省レベル人民委員会は、地方における外国人労働者雇用の需要、外国人労働者雇用の承認、外国人労働者雇用管理の状況を労働傷病兵社会省へ毎年または適宜に報告しなければならない。
2. 労働傷病兵社会局は、労働傷病兵社会省のガイダンスに従って管轄地域における外国人労働者に関して四半期、6 ヶ月と 1 年ごとに定期報告をしなければならない。

第 2 節 労働許可書発給不要の外国人労働者

第7条 労働許可書発給不要の外国人労働者

1. 労働法第 172 条第 1、2、3、4、5、6、7、8 項に定められた労働者。
2. その他労働許可書発給不要の外国人労働者は以下のとおり。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 経営サービス、通信サービス、建設サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、ファイナンスサービス、医療サービス、観光サービス、文化エンターテインメント、運輸サービスを含む世界貿易機関（WTO）とベトナムとの間で合意されたサービスに係る特定コミットメント 11 業種における企業内人事異動による外国人労働者
- b) ベトナム及び外国の権限機関によって締結された政府開発援助（ODA）に関する国際条約の規定あるいは合意内容に従う ODA プログラム・プロジェクトのための専門的及び技術的なコンサルティングサービスの提供、また、プログラム・プロジェクトの研究、構築、審査、評価、管理、実施を行う外国人労働者
- c) 法律に従って、外務省が発行したベトナムにおけるメディア・プレス許可書を有する外国人労働者
- d) 外国の機関・組織により、ベトナムにおける外国の外務代表機関または国際組織が管理するインターナショナル・スクールで教授・研究するために派遣された外国人労働者もしくはベトナム教育訓練省によりベトナムにおける教育・訓練機関で教授・研究する目的を認められた外国人労働者
- d) ベトナムにおける外国の外務代表機関または国際組織により認められたボランティア
- e) 専門家、管理者、代表取締役社長、技術的な労働者の職位としてベトナムに従事し、勤務期間が 30 日以下および年間の勤務期間の合計が 90 日以下の外国人労働者
- g) 中央レベルまたは省レベルの機関・組織が法律に従って締結した国際合意に基づいてベトナムで就労する外国人労働者
- h) ベトナムにおける機関、組織、企業の実習に関して合意した外国における学校・教育機関で勉強している生徒、学生
- i) ベトナムにおける外国の代表機関で就労しているスタッフの親族（要外務省の許可取得）。ただし、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に別の定めがある場合はこの限りでない。
- k) 政府機関、政治組織、政治社会組織に就労するための公用パスポートを有する外国人労働者
- l) 首相が労働傷病兵社会省の要請によって決定するその他外国人労働者

第8条 労働許可書発給不要の外国人労働者の承認

1. 労働傷病兵社会局は労働許可書発給不要の外国人労働者を承認する権限を有する。
2. 雇用主は、外国人労働者の勤務開始日から最低 7 営業日前に、外国人労働者が常勤する予定地の労働傷病兵社会局から労働許可書発給不要の外国人労働者であることの承認に関する要請をしなければならない（労働法第 172 条第 4 項、第 5 項および本政令第 7 条第 2 項第 e 号に定められた場合を除く）。労働許可書発給不要の外国人労働者の承認期限は 2 年以内及び本政令第 11 条に定められる各場合の期限に従う。
3. 労働許可書発給不要の外国人労働者の承認に必要な申請書類は以下のとおり
 - a) 労働許可書発給不要の外国人労働者の申請書

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 氏名、年齢、性別、国籍、パスポート番号、勤務開始日及び終了日、職位を含む外国人労働者の履歴書
 - c) 労働許可書発給不要の外国人労働者であることを証明できる書類
 - d) 労働許可書発給不要の外国人労働者であることを証明できる書類は、コピー1部（参照のために原本を提出する必要あり）もしくは公証付き謄本1部を必要とする。その書類が外国語である場合は、領事認証が不要であるが、ベトナム法律に従ってベトナム語に翻訳・公証されなければならない。
4. 労働傷病兵社会局は、十分かつ不備のない労働許可書発給不要の外国人労働者の申請書類を受けてから3営業日以内に、雇用主へ書面にて承認をする。棄却する場合は、その理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。

第3節 労働許可証の発給

第9条 労働許可証発給の条件

- 1. ベトナム法令に従い十全な民事行為能力を有している外国人労働者であること。
- 2. 業務の遂行に支障のない健全者であること。
- 3. 管理者、代表取締役社長、専門家若しくは技術的な労働者であること。
- 4. ベトナム法令及び外国の法律に従い、犯罪者または刑事責任を追及されていない者。
- 5. 国家管轄機関に外国人労働者の雇用が文書で合意されること。

第10条 労働許可証発給の申請書類

- 1. 雇用主の労働許可証発給の申請書（労働傷病兵社会省の様式に準拠する）。
- 2. 外国またはベトナムの当局から発行された健康診断証明書。書類の提出日における健康診断証明書の有効期限が証明書に記載された日付から12ヶ月以内であること。
- 3. 外国の当局が発行した司法履歴書もしくは犯罪者および刑事責任を追及されている者でない証明書。ベトナムに住居している外国人労働者の場合は、ベトナム当局が発行した司法履歴書のみを提出しても良い。
司法履歴書もしくは犯罪者または刑事責任を追及されていない者の書類の提出日における証明書の有効期限が証明書に記載された日付から6ヶ月以内であること。
- 4. 管理者、代表取締役社長、専門家若しくは技術的な労働者であることの証明書。

外国人労働者の専門・技術レベルを証明する書面は業種、仕事の内容によって以下の書類で代替可能である。

- a) 外国当局が発行した伝統職業の職人証明書
- b) 外国サッカー選手の経歴書
- c) 外国人パイロットに対しては、ベトナム当局が発行する航空機の操縦免許証
- d) 飛行機メンテナンス業務を行う外国人労働者に対しては、ベトナム当局が発行した飛行機のメンテナンス免許証

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

5. 提出日の 6 ヶ月以内に撮影されたカラー顔写真 2 枚（サイズは 4cm x 6cm、無帽、正面、顔が鮮明で、両耳が見え、サングラスなし、白の背景で撮影したもの）
6. 法律に従う公証付きパスポートの謄本またはパスポートに代わる有効な書類、有効な国際通行許可証
7. 外国人労働者に関するその他の書類
 - a) 本政令第 2 条第 1 項第 b 号に定める外国人労働者は、外国企業が発行したベトナム現地商業拠点への派遣決定書及び当該企業によるベトナムで就労する 12 ヶ月以上前に採用された認定書がなければならない。
 - b) 本政令第 2 条第 1 項第 c 号に定める外国人労働者、外国人労働者をベトナムで就労させることが記載された外国側とベトナムパートナー間で締結された契約書または合意書がなければならない。
 - c) 本政令第 2 条第 1 項第 d 号に定める外国人労働者、ベトナム側と外国パートナーが締結したサービス提供契約書と外国人労働者がベトナム現地商業拠点を持たない国外の企業に 2 年以上勤務した認定書がなければならない。
 - d) 本政令第 2 条第 1 項 d 号に定める外国人労働者は、サービス提供事業者が発行したベトナムでサービスの提供に関する渉外のために派遣する決定書がなければならない。
 - d) 本政令第 2 条第 1 項第 e 号に定める外国人労働者は、ベトナム法令に認められた外国の非政府組織、国際組織の認可証がなければならない。
 - e) 本政令第 2 条第 1 項第 h 号に定める外国人労働者は、サービス提供者が発行したその業者のベトナムにおける商業拠点を設立するための派遣決定書がなければならない。
 - g) ベトナムに商業拠点を設立した外国企業の事業に参加した本政令第 2 条第 1 項第 i 号に定める外国人労働者は、その外国企業の活動に参加を認められる承認書がなければならない。
8. 特別の場合に該当する外国人労働者の労働許可証発給の申請書類
 - a) 期間有効な労働許可証を受けた外国人労働者が、発給された労働許可証に記載された職位と同様の業務を担当するために他の雇用主に雇用される場合、新規労働許可証発給申請書類は本条第 1、5、6、7 項に定める書類および発給された労働許可証の原本もしくは公証付き謄本が必要となる。
 - b) 期間有効の労働許可証を受けた外国人労働者が、発給された労働許可証に記載された職位と異なる業務を担当させられるが雇用主が変わらない場合、新規労働許可証発給申請書類は、本条第 1、4、5、6、7 号に定める書類および発給された労働許可証の原本もしくは公証付き謄本が必要となる。
 - c) 労働法第 174 条により発給された労働許可証の有効期限が切れた外国人労働者が、発給された労働許可証に記載された職位と同様の業務を続ける希望のある場合、新規労働許可証発給申請書類は、本条第 1、2、3、5、6、7 号に定める書類および発給済み労働許可証の回収を指示する書面が必要となる。
 - d) ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する 2013 年 9 月 5 日付政府の政令第 102 号に従って発給された労働許可証を有

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

する本項第 a、b、c 号に定める労働者の場合、本政令第 3 条第 3 項または、第 4 項、第 5 項に定める条件を満たす証明書が必要となる。

9. 申請書類の領事認証および公証

a) 本条第 2、3、4 項に定める書類は、コピー1 部（参照のための原本提出が必要）または公証付き謄本で提出される。

上記の書類は、外国が発行した書類の場合領事認証を受ける必要がある。ベトナム社会主義共和国および当事国の両国が加盟した国際条約または相互支援原則、法律により領事認証免除となる場合はこの限りでない。また、外国語の書類はベトナム法令に従ってベトナム語に翻訳・公証されなければならない。

b) 本条第 7 項に定める書類は、コピー1 部（参照のための原本提出が必要）または公証付き謄本で提出される。外国語の書類は領事認証が不要であるが、ベトナム法令に従ってベトナム語へ翻訳・公証されなければならない。

第11条 労働許可証の有効期限

労働許可証の有効期限は、以下のいずれかの場合に該当するが最長 2 年を超えてはならない。

1. 締結する予定労働契約書の期限
2. 外国企業が外国人労働者をベトナムへ派遣する期限
3. ベトナム側と外国パートナーが締結した契約書または合意書の期限
4. ベトナム側と外国パートナーが締結したサービス提供契約書または合意書の期限
5. ベトナムでのサービス提供の渉外を行う外国人労働者の派遣を記した書面に記載された期限
6. ベトナム法令に従って発給された外国の非政府機関・国際機関の活動許可証の期限
7. サービス提供業者のベトナムにおける商業拠点を設立するために外国人労働者の派遣を記した書面に記載された期限
8. 外国人労働者がベトナムに商業拠点を有する外国企業の活動に参加を認められた書類に記載された期限

第12条 労働許可証の発給手順

1. 外国人が勤務を開始する予定日の 15 営業日前までに、雇用主は外国人が勤務する予定地の労働傷病兵社会局に労働許可証発給の申請書類を提出しなければならない。
2. 労働傷病兵社会局は、不備のない労働許可証発給の申請書類を受理してから 7 営業日以内に、外国人労働者へ労働傷病兵社会省の様式に準拠する労働許可証を発給しなければならない。労働許可証の発給を棄却する場合、理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。
3. 本政令第 2 条第 1 項第 a 号に定める外国人労働者が労働許可証を受けた後、雇用主とその外国人労働者は労働に関するベトナムの法令に従って書面にて労働契約を締結しなければならない。また、当該労働契約は外国人労働者が勤務を開始する予定日の前に締結されるものとする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

雇用主は、労働契約を締結した日から5営業日以内に労働許可証を発給した労働傷病兵社会局へ締結された労働契約のコピーを提出しなければならない。

第4節 労働許可証の再発給

第13条 労働許可証再発給の場合

1. 労働許可証の紛失、破損、労働許可証の記載内容に変更が生じた場合。本政令第10条第8項に定める場合はこの限りでない。
2. 労働許可証の残存有効期限が5日以上45日以下の場合。

第14条 労働許可証再発給の申請書類

1. 雇用主の労働許可証再発給の申請書（労働傷病兵社会省の様式に準拠する）。
2. 提出日の6ヶ月以内に撮影されたカラー顔写真2枚（サイズは4cm x 6cm、無帽、正面、顔が鮮明、両耳が見え、サングラスなし、白の背景で撮影したもの）
3. 発給された労働許可証
 - a) 発給された労働許可証を本政令第13条第1項の定めにある紛失した場合、法令に従うベトナムの区レベルの公安または外国の管轄機関の認定書を必要とする。
 - b) 本政令第13条第1項の定めにより発給された労働許可証に変更が生じた場合、変更に関わる証憑類を必要とする。
 - c) 本政令第13条第2項に従う労働許可証の残りの有効期限が5日以上45日以下の場合、本政令第10条第2項に定める健康認定書もしくは健康診断証明書および本政令第10条第7項に定める書類のいずれかを必要とする。
 - d) ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する2013年9月5日付政府の政令第102号に従って発給された労働許可証を有する外国人労働者は、本政令第3条第3項または第4項または第5項に定める条件を満たす証明書を提出しなければならない。
4. 本条第3項に定める書類は、コピー1部（参照のための原本提出が必要）または公証付き謄本で提出される。外国語の書類は領事認証が不要であるが、ベトナム法令に従ってベトナム語へ翻訳・公証されなければならない。

第15条 労働許可証再発給の手順

1. 本政令第13条第2項の定めにより労働許可証を再発給する場合、雇用主は、労働許可証の期限日の5日前から超過45日以内に、その労働許可証を発給した労働傷病兵社会局へ労働許可証再発給の申請書類を提出しなければならない。
2. 労働傷病兵社会局は、不備のない労働許可証再発給の申請書類を受理した日から3営業日以内に、労働許可証を再発給しなければならない。労働許可証の再発給を棄却する場合、理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 本政令第 2 条第 1 項第 a 号に定める外国人労働者が労働許可証を受けた後、雇用主とその外国人労働者は労務に関するベトナムの法令に従って書面にて労働契約を締結しなければならない。また、当該労働契約は外国人労働者が勤務継続を開始する予定日の前に締結されるものとする。
雇用主は、労働契約を締結した日から 5 営業日以内に労働許可証発給の労働傷病兵社会局へ締結された労働契約のコピーを提出しなければならない。

第16条 再発給される労働許可証の有効期限

1. 本政令本政令第 13 条第 1 項の定めにより再発給される労働許可証の期限は、発給された労働許可証の期間から労働許可証の再発給を要請する時点までの外国人労働者が勤務した期間を差し引いた期間となる。
2. 本政令第 13 条第 2 項の定めにより再発給される労働許可証の期限は、本政令第 11 条に定めるいずれかの期限に該当するが、最大 2 年を超えてはならない。

第 5 節 労働許可証の回収および外国人労働者の退去

第17条 労働許可証の回収

労働許可証は以下のいずれかの場合に回収される。

1. 労働法第 174 条第 1、2、3、4、5、7、8 号の定めにより有効期限が切れた場合
2. 雇用主または外国人労働者が本政令に違反した場合
3. 労働許可証回収の手順は以下のとおり。
 - a) 本条第 1 項に定める場合、雇用主が外国人労働者の労働許可証を回収してその労働許可証を発給した労働傷病兵社会局へ返却しなければならない。
 - b) 本条第 2 項の定めの場合、雇用主が外国人労働者の労働許可証を回収し発給機関へ返却するようその労働許可証を発給した労働傷病兵社会局の局長は労働許可証の回収に関する決定を出さなければならない。
 - c) 労働傷病兵社会局は、雇用主へ労働許可証の回収済みの記録書を渡さなければならない。
4. 労働傷病兵社会省は、労働許可証回収に関する手続きを具体的に定める。

第18条 外国人労働者の国外退去

1. 本政令に準拠する労働許可証または労働許可証発給不要の承認書を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者（以下「労働許可証を所持せずにベトナムで就労する外国人労働者」という）は、ベトナムの法令に従って国外退去させられる。
2. 労働傷病兵社会局は、労働許可証を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者の国外退去を公安に要請することができる。
労働許可証を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者を発見した組織・個人は、その外国人労働者が就労している地方の労働傷病兵社会局へ通報するものとする。
3. 労働傷病兵社会局は、労働許可証を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者を確認した日から 15 営業日以内に、公安に対しその外国人労働者の国外退去を要請するものとする。

第 3 章 施行規則

第19条 施行効力

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 本政令は、2016年4月1日に発効する。
2. ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する2013年9月5日付政府の政令第102号および2014年7月8日付決議第47/NQ-CP号第4節第a号は、本政令が発効した日から失効する。
3. 移行規定
 - a) ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する2013年9月5日付政府の政令第102号に従って発行された外国人労働者雇用の承認書、労働許可証発給不要外国人の承認書を含む書類は、その書類の有効期限が満了するまでは継続される。
 - b) 雇用主が本政令の発効日より前に外国人労働者雇用需要の報告書、労働許可証発給・再発給の申請書類または労働許可証発給不要の申請書を提出した場合、ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する2013年9月5日付政府の政令第102号にそのまま準拠するものとする。

第20条 施行責任

1. 労働傷病兵社会省は、以下の責任を負う。
 - a) 本政令の施行ガイドラインを公布する。
 - b) 外国人労働者雇用需要を承認する。労働許可証発給不要外国人労働者の認定、労働許可証の発給・再発給、労働許可証の回収、労働許可証回収の決定を行う。また、労働許可証を所持せずにベトナムで就労している本政令第2条第2項第d、d、e、g、1号に定める外国人労働者の国外退去を公安へ要請する
 - c) ベトナムで就労する外国人労働者に関する規定の遵守を指導・案内・監査・検査を行なう。
2. 公安省は、以下の責任を負う。
 - a) 労働許可証を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者の退去に関する権限・手続をガイダンスする。
 - b) 労働許可証を発給、再発給された又は労働許可証発給不要の外国人労働者に対する査証発給をガイダンスする。
 - c) 四半期毎に査証を発給されている外国人労働者に関する情報を労働傷病兵社会省へ定期的に提供する。
3. 財務省は、本条第1項第b号に定める労働許可証発給・再発給、労働許可証発給不要承認の申請に係る費用をガイダンスする責任を負う。
4. 商工省は、世界貿易機関とベトナム間で合意した11のサービス業における企業内人事移動による外国人労働者の認定基準、手続をガイダンスする責任を負う。
5. 各省大臣、省に相当する機関の長、政府に属する機関の長、各省・中央直轄市の人民委員会の委員長は、本政令を執行する責任を負う。

宛先：

- ・ 共産党本部書記委員会
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省、省に相当する機関、政府所属機関
- ・ 省・中央直轄市の評議委員会、人民委員会
- ・ 共産党事務局、各委員会
- ・ 共産党書記長事務所
- ・ 国家主席事務所
- ・ 民族委員会及び国会の各委員会
- ・ 国会事務所

政府代表
首相

グエン タン ズン

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察院
- ・ 国家会計監査機関
- ・ 国家財政監査委員会
- ・ 社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 政府官房：担当大臣、各担当者、首相アシスタント、
- ・ 政府ホームページ管轄会社の社長、各部局、公報
- ・ 保管：書類管理部、KGVX(3b).225